

○個人情報保護委員会告示第 号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成二十七年特定個人情報保護委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月三十日から施行する。

平成二十九年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

2. (1)アを次のように改める。

ア 個人番号又は特定個人情報の漏えいなどの事案の場合

個人情報保護委員会に速やかに報告する。ただし、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第47条第1項に規定する認定個人情報保護団体の対象事業者である個人情報取扱事業者は、当該認定個人情報保護団体に報告する。

上記にかかわらず、個人情報保護法第44条第1項に基づき個人情報保護法第40条第1項に規定す

る個人情報保護委員会の権限（報告徴収及び立入検査）が事業所管大臣に委任されている分野における事業者又は金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン若しくは医療関連分野における個人情報保護に関するガイドライン等の適用を受ける事業者の報告先等については、別途公表するところによる。

これらの場合、報告を受けた報告先は、個人情報保護委員会にその旨通知する。

2. (1)イを削り、同(1)ウの見出し中「その他」を「上記のほか」とし、同(1)ウを同(1)イとする。
2. (2)本文中「個人情報取扱事業者以外の事業者」を「従業員の数が100人以下の事業者（注）」とし、同「要しない」の右に「（2. (1)イの場合を除く。）」を加え、同(2)中「外部」を「実質的に外部」とし、同(2)④の次に注書きとして次のように加える。

(注) 個人番号利用事務実施者及び委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者を除く。

3. の見出し及び3. (1)中「第28条の4」を「第29条の4」とし、